

平成19年 第6回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年3月22日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成19年3月22日

東京都教育委員会第6回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第39号議案 平成19年度使用都立高等学校用（都立盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）教科書の採択について

第40号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第41号議案

第42号議案 平成19年度東京都公立学校長及び副校長の異動について（追加）

2 報 告 事 項

- (1) ものづくり教育推進検討委員会の中間のまとめについて
- (2) アスベストの使用が確認された都立学校の対応状況について
- (3) 健康づくり支援のための基礎調査報告書について
- (4) 特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書（最終報告）について
- (5) 学校外からの校長（民間人校長）の任用について
- (6) 平成18年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）
- (7) 東京未来塾及び東京教師養成塾の実施状況について
- (8) 請願について
- (9) 東京国体の準備状況について

委員長	木村 孟
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 二郎
	理事	近藤 精一
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	山川 信一郎
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	橋本 直紀
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習スポーツ部長	三田村 みどり
	国体準備担当部長	関口 修一
	学校経営指導・都立高校改革推進担当部長	新井 清博
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	特別支援教育推進担当参事	荒屋 文人
	多摩教育事務所長	柴崎 正次
（書記）	教育政策室政策担当課長	小菅 政治

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 それでは時間になりましたので、ただいまから平成19年第6回定例会を開会させていただきます。

まず傍聴関係でございます。本日は建通新聞外1社、合計2社からの取材申込みと、個人は2名からの傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録の署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回2月21日の第4回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしましてご覧いただいたと存じますので、よろしければご承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは第4回定例会の会議録についてはご承認いただいたということで処理をさせていただきます。

前回3月8日の第5回定例会の会議録は机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち第40号議案から第42号議案までにつきましては人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件についてはご了承いただいたということで処理をさせていただきます。

議 案

第39号議案 平成19年度使用都立高等学校用（都立盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）教科書の採択について

【委員長】 第39号議案、平成19年度使用都立高等学校用（都立盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）教科書の採択についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは平成19年度に使用いたします都立盲・ろう・養護学校の高等部を含む都立高等学校用教科書の採択につきましてご説明いたします。

都立高等学校及び都立盲・ろう・養護学校高等部の教科書の採択につきましては、昨年8月24日開催の定例教育委員会において決定していただいたところでございますが、その後、教育課程の編成における科目の新設等に伴いまして、当該教科の教科書を追加採択する必要が生じたのでご審議をお願いするものでございます。

対象学校数及び教科書（種目）数でございますが、議案資料の1にお示しいたしましたとおり、都立高等学校は、全日制課程が13校13種、定時制課程が4校8種、都立盲・ろう・養護学校は、肢体不自由養護学校が1校1種でございます。

具体的な学校名及び教科書名等につきましては、高等学校は議案の3ページ、養護学校は4ページにお示ししているところでございます。

なお、当該校における教科書の選定でございますが、校長の責任と権限の下に行いまして、その結果を指導部へ報告したものでございます。

校長から提出されました選定理由につきまして審査を行いました。問題はございませんでした。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件については原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) ものづくり教育推進検討委員会の中間のまとめについて

【委員長】 次は報告事項(1)ものづくり教育推進検討委員会の中間のまとめについて、説明を学務部長お願いいたします。

【学務部長】 ものづくり人材の育成につきましては、産業界の参画を得まして、1月に検討委員会を立ち上げて検討を進めております。今般、中間のまとめがまとまりましたので、概要を報告したいと思います。

お手元のA3判の資料をお開きいただきたいと思います。

一番上段と左端、工業高校を巡る様々な情勢及び工業高校の産業界等からのニーズにつきましては、恐れ入りますが説明は省略させていただきまして、本日は今後どういう方向に進むべきかということについて重点的にご説明申し上げたいと思います。

資料中ほどの1、工業高校における実践的教育力の向上という点からご説明させていただきます。

1は、工業高校における実践的教育力を向上させ、教育と現場の技術との距離を近づけるといふものでございます。そのためには、企業や外部の専門機関との協力関係は不可欠であるということを確認に打ち出しまして、具体的な項目といたしまして、従来、生徒のインターンシップはありますが、新たに教員のインターンシップが必要であるということ、又は技術研修の整備、産業労働局が所管しております都立技術専門校との連携、退職した熟練技能者の活用、デュアルシステムの拡大、更には生徒のものづくり企業でのインターンシップの推進を掲げております。

資料右の上段の、工業高校の魅力向上のための取組の推進でございますが、現在、工業高校は進学重視、資格取得重視、職人育成・職業観育成重視の三つのタイプに役割分担をして、特色化を目指す取組といたしましてアドバンスト・テクニカル・ハイスクール構想を実施しているところでございますが、更にこの構想を具体的に進めるとともに、首都大学東京等との連携による大学への進学ルートの確保、更にはこれを新しく打ち出したこととございますが、金型加工技術や伝統工芸などの特定分野の技術・技能を集中的に学ぶ教育プログラムの開発を検討してみたらどうかという具体的

なご提言をいただいております。

3は、工業高校の継続学習の場といたしまして、工業高校から高等専門学校（高専）への編入学枠を拡大することによりまして、工業高校の進路の充実と高専の量の拡大を併せて実現しようというものでございます。

さらに、企業からの高いニーズを踏まえますと、高専の卒業生の大多数が、なかなか中小企業の現場に入り込めないという状況もございますので、高専自体の量的な拡大も必要ではないかと考えております。

4では、圧倒的に高い普通科志向や若者の製造業離れの中で、工業高校と高専の教育内容の充実だけではなく、保護者等の意識改革につながるような抜本的な取組も必要でございます。当面考えられるメニューといたしましては、工業高校と高専の教育機能を広く活用いたしまして、小・中学校との連携や普通科高校の生徒が工業高校でもものづくりの実習を経験するという、実習体験の場を提供することなども今後工夫していったらどうかということの提言もいただいております。

さらには、入試制度にも踏み込んだ検討が必要であるということで、本来、ものづくりの本当の好きな子供たちが自分の意思に基づきまして、さらに能力を一層広げるために、今の入試の在り方でいいのかどうかということについても踏み込んだ検討が必要だろうということを打ち出したところが、今回の新しいポイントだと考えております。

以上が中間のまとめの概要でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これは感想ですが、4番のところで「入試制度等に踏み込み、保護者の意識改革にもつながる」、これは本当にそのとおりだと思いますけれども、あちこちで私が見たり聞いたりしていると、どうも入試そのものより、就業後のポジションとか地位とか収入と申しますか、そちらの具体的なところというのが非常に大事なことだろうと思うのです。ただ、これは教育委員会がやるには余りにもかけ離れたことですが、やはり入試制度とか小学校や中学校といろいろなことを連携するということはもちろんですが、どこかに就業後のことというものを頭の隅に

置いておかないときれいごとになってしまって、恐らくますます普通科の方に行くだろう。ものづくりの大学校の人たち、先生たちも、人が集まらないということに関してそのことをはっきりおっしゃっていましたので、一応感想ですが申し上げておきます。

【委員】 全く賛成です。たまたまある企業の社長に頼まれて先週、拓殖大学の就職部長に会いに行ったのですが、就職室に入ったところに、円のお札を大きくして、フリーターみたいになると生涯賃金はこのぐらいで、ちゃんとした企業に勤めるとこのぐらい、というのが二つ置いてあり、その差は4倍以上だと視覚に訴えて、それで学生が安易にフリーターにならないように指導しています。大体卒業したらどういいう生涯賃金になるのかということ、今委員の言われたような形で知らせることが必要だということが一つ。

もう一つは、退職後の熟練技能者ですけれども、最近では中国とか東南アジアに教えるにしている人がいっぱいいるわけですね。そういう人が少しぐらい少なくてもいいんでしょうけれども、中国へ行くのと同じぐらいの給料でこういうところで指導できる、というようなことであれば、特にこれから団塊の世代で実社会から出ていく人は増えますから、そういう人をどんどん入れて、そして工作機械の使い方なり、あるいは機械の補修のやり方なり、そういう実際のことを経験者に教えてもらうのが一番だと思うのです。ですから、そういうことを含めてご検討いただきたいと思います。

それから、入試制度に関して言えばおっしゃるとおりで、本田宗一郎さんではないけれども、やはり泥まみれになってエンジンをいじるのが好きだという人は推薦入学で入学させるとか、そういうようなことを是非前向きに考えていただければと思います。

【学務部長】 その辺は検討委員会の中でもかなり議論になりました。従来、どちらかといいますと、高校改革の議論は入り口の入学の段階でどういう生徒を集めるかというところの議論が中心になっておりましたのですが、工業高校やものづくりのことを考えるときに、それも大事ですが、出口以降一体どうなるんだというところを明確に打ち出して、その中で具体的な企業、産業界の実践的な人材を学校の中にどんどん取り入れて、あるいは教員がそこに行って勉強するような、そういう具体的なシス

テムを作りながら、卒業後はこういう会社に行くんだ、中小企業も、東京の中小企業の中で世界に冠たるすごい企業はたくさんあるということを中学生はなかなか知らないということも含めて、その辺をどういうふうにアピールしていくかということの中で議論していこうというような話をしております。

【委員長】 ものづくりの分野でどういう人が、どういう役割を果たしているかという分析は未だほとんどできていないと思います。いつも申し上げているのですが、例えば金型作りの技術などは、集団就職をした中卒の方がほとんど支えている。そういうことをきちんと踏まえていかないと、この問題は解決できません。

中央教育審議会（中教審）で今度高専特別部会を立ち上げました。私が部会長を務めるのですが、例えば、ドコモの大星元会長は高専の卒業生はものすごく力があるということを認めておられます。そういうトップの経営者を集めて少しアピールをしていかなければいけないと思っております。客観的に分析すると、恐らく高専の卒業生が日本の技術のかなりの部分を支えているという結果になると思われま。にもかかわらず、社会的な地位は非常に低い。この事実を何とかしていかなければいけないと思います。

都立工業高等学校の学生を編入させようという相手は、都立高専ですね。これは画期的なアイデアだと思います。都がこれを本格的にやり出すと、恐らく他の高専も追従すると思います。是非このアイデアを東京都から発信していただくとよろしいのではないのでしょうか。

【教育長】 これから法改正が行われますが、うまくいけば来年度あたりから高専が独立行政法人化されますので、独立行政法人化された高専の生き残り策と、我々工業高校と、お互いに連携をとっておかなければならないのです。

【委員】 私は以前コロンビア大学のセミナーに出ましたが、そのときに日本の自動車産業はなぜ強いかというのをアメリカのハーバードビジネススクールの先生が来て説明して、いろいろな分析の結果は何かというと、金型の強み、金型の回転の速さ、この二つが日本の自動車産業を守った秘密の一つだと。ほかにも幾つかありましたけれども、そういう話があって、やはりそういうことをやる人を育てる、そういう人に誇りを持たせるような指導をしていく必要があるんだろうと思います。

【委員長】 それをだれが支えているかという議論が余りないので。私は大変結構だと思います。是非、首都大学東京等との高大連携も進めていただければと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——この件は報告として承ったということにさせていただきます。

(2) アスベストの使用が確認された都立学校の対応状況について

【委員長】 報告事項(2)アスベストの使用が確認された都立学校の対応状況について、説明を学務部長、引き続きお願いいたします。

【学務部長】 アスベストの対策につきましては、従来より調査の結果についてその都度本委員会の方で報告をしております。現在の状況でございますが、従来の基準である含有率1%を超えてアスベストの使用が確認されるものについては、平成18年度末閉校予定、それから電気室で使用頻度が低いため直近の改修工事に対応する予定の2校を除きまして、すべて平成18年度末までに対策を完了しております。

しかしながら、平成18年9月の労働安全衛生法施行令改正によりまして、従来の規制値が1%から0.1%に改められたことに伴いまして、今回再度分析調査を行いました。その結果、0.1%を超えるアスベストの使用が確認された学校が下記の都立蒲田高等学校で発見されましたのでご報告を申し上げると同時に、直近の対策工事の中で解消してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 築地の魚河岸にもあるのですが、こういう問題があちこちあるんだというのを昨日、知事が言っていました。

【教育長】 私も詳しいことは知らないのですが、豊洲に移転しようとする候補地のところに、かつて工場があって、どうも当時、例えば石炭を燃やして発生させた残廃物を埋めていたのではないかということで、既に地下の土質調査もやって安全対策をやっているという説明を我々は聞いておりますけれども、それでもまだ不十分では

ないかとか、あるいは出てはいけないものが、封じ込めを幾らやっても毛細管現象で上がってくるのではないかとか、揮発性があるので、幾ら上をやってもだめではないかとか、そういうご指摘を受けているようです。

【委員長】 今の話は私の専門分野に関することですが、その辺の技術は最近非常に進みましたので、きちんと処理できると思います。

【委員】 専門家でないと技術的な説明ができないですね。

【委員長】 感情的な説明になってしまいがちですね。そうではなく、きちんと説明すればいいのです。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——この件については報告として承りました。

(3) 健康づくり支援のための基礎調査報告書について

【委員長】 報告事項(3)健康づくり支援のための基礎調査報告書について、説明を学務部長よろしくお願いいたします。

【学務部長】 A3判の資料でご説明申し上げたいと思います。

この調査につきましては、平成17年2月に策定いたしました「都立学校における健康づくり推進計画」の重点プランに位置付けた、都立高校生の健康に関連する危険行動の実態把握と行動を抑制する要因について分析をしたものでございます。

目的でございますが、喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症に関する知識、危険なダイエット、心の健康など、都立高校生の健康に関する危険行動の実態を把握し、それらの行動との関係要因を分析することによりまして、今後の健康づくりの支援活動に役立てるということでございます。

平成18年2月に調査を開始いたしました。都立高校174校の1年生6,542人とその保護者を対象にいたしました。回収状況は約5割、生徒3,208人、保護者3,065人のデータを基に分析をいたしましたものでございます。

2、健康危険行動の実態でございますが、(1)食生活でございます。生徒の朝食摂取率は75%。保護者も大体同じような数値となっております。相関関係があるの

ではないかと見ております。

それから、「やせ願望」がある女子生徒の約6割が体重を減らしたいと回答しており、女子生徒に「やせ願望」志向が極めて強いということがデータの的に明らかになっております。

(2) 喫煙と飲酒の関係でございます。喫煙や飲酒を経験した生徒で、初めて吸った、飲んだという時期については、小学生の時期が一番多かったということです。これはかなり衝撃的なデータではないかと私どもとしては思っております。

もう一つポイントは、同居家族の喫煙が子供の喫煙行動に影響する例がデータの的に極めて多い。また、保護者の子供の飲酒に対する対応が極めて緩やかな姿勢を持っているということが明らかになりました。

(3) 薬物乱用防止、性感染症についてでございます。薬物を断る自信がないと回答した生徒が約1割見られたということでございます。

性感染症の予防につきましては、生徒、保護者ともに十分な知識を持っていないということの実態が明らかになりました。これに対する対策を講ずる必要があるだろうと思っております。

(4) 心の健康づくりについては、深刻に悩んだ経験は3人に1人が認められております。特に女子生徒の方が多かったというデータでございます。

それから、相談できる先生がいる割合は、残念ながら4割しかいなかったということでございます。

(5) 親子関係でございます。保護者と顔を合わせてよく話をするのは女子生徒の方が多。反面、子供のことを十分理解できていない保護者が見られました。データの的に、保護者の方は十分子供のことをよく分かっているというデータが出ているのですが、子供の方は、逆に親から理解されていないというデータがあります。その乖離をどうするかというところが対策のポイントになろうかと思えます。

それらの危険行動をクロスいたしました結果が、4、健康危険行動を抑制する要因の総合的な分析結果で出ております。

二つございまして、一つは、データから直接的に出てきたものが、保護者と顔を合わせて話すことが多い子供たちは、朝食を食べる、喫煙経験が少ない、飲酒経験が少

ない、薬物乱用を断る自信がある、性的関係を断る自信があるという項目につながっているという傾向が極めて高いデータでございます。したがって、親子の家庭でのコミュニケーションの機会を高めるというために、行政として何をなすべきかということが今後の施策の大きな課題の一つになっていると認識しております。

また、その下でございますが、基本的にまず自己肯定感が高い、家族との会話があるという生徒につきましては、悩み体験が少ない。結果として、充実した学校生活を送っているという認識を持っております。そうした生徒は、更に薬物乱用をしない、喫煙や飲酒をしないということにつながっております。ポイントは、熱中できることがあり、学校が楽しいと思えるような、充実した学校生活を送ることができるように何をなすべきかということが今後の一つの課題になっていくのではないかととらえております。

そうしたことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、それぞれの柱立てに基づきまして、今後講じていきます対策の柱を幾つか掲げさせていただきました。

都教委としての今後の対応でございますが、まず、こうしたかなり関心のある、話題性のあるデータ等も出ましたので、調査結果を公表すると同時に、ホームページに掲載します。さらに都立高等学校や区市町村教育委員会等に報告書を配布する予定でございます。

また、この調査結果を活用した活用資料集を作りまして、都立高等学校に配布いたしまして、授業等で活用していただくということも今後検討したいと思っております。

さらに、今後支援策を検討するに当たっては、先ほど申し述べましたような柱と課題を前提に、今後具体化に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

非常にいいですね。こういう調査の結果をメッセージとして出して下さい。前から文科省はこういうことを言っているのですが、なかなかきちんと受け取ってもらえない。東京都から出していくということはすばらしいことだと思います。

【委員】 若いお母さんなどに配るには分かりやすい絵のようなものもいいですね。言葉が多過ぎるものよりも、分かりやすい絵の方が目に訴える。これは厳然とした調査の結果ですから、そういうようなものもいいですね。

【委員長】 ポイントを絞って、資料4の二つの図だけでもいいではないでしょうか。

【委員】 分かりやすくていいですね。

【学務部長】 少し工夫しながらPRに努めていきたいと思います。

【委員】 非常にいいのですが、28ページの下の方ですけれども、「異性から性的関係を求められたら断る自信がありますか」。健全なる小中高生は薬物というものはやらない、お酒は飲まない、早寝早起き、朝ご飯を食べる、親と話をする。ここまでは分かるんですけれども、高校生ですので、高校生の男子が性的関係を求められる、この条件というか、どういうシチュエーションかが問題ですが、私は断る自信があるというのが21%いるということが果たして健全かどうかということは、一応議事録には残しておいていただきたい。薬物、飲酒、親と話をするとかしないとか、ご飯を食べるとか睡眠時間とか、それは非常にいいことだと思っています。ここにはちょっと違和感があって、悪いことというか、性的感染症であるとか、あるいは不純異性交遊であるとか、そういうふうなものがあるのでこれが健全だととらえたのですが、そうでない場合は、やはり21%は大変問題ではないかと一応残しておいていただけますか。

【委員長】 分かりました。

【委員】 46ページの「性的関係を断る自信がある生徒の方が学校が楽しいと思っている」、これは不思議な結果ですね。

【教育長】 データ的には出ております。これは行動規範の問題だと思います。

【委員】 そうでしょうね。どこまで本気で丸を付けているのかなという感じがあって、若干ラブストーリーの作家としては、いろいろ若い人と会っているのとはいささか乖離しているかなという感じがしないでもないんですけれども、この件はともかくとして、問題は、結局は保護者の教育ということになるんですよね。それで、一番分かりいいなと思ったのは、喫煙もそうかもしれませんが、子供の飲酒行動を容認する保護者が見られたという。これはやはり親は結構キャッチボールしたいというのと、1杯一緒に飲みたいというのが長く生きるためのよりどころになるというぐらいのところなので、18歳ぐらいの高校生の男の子がお酒を飲んだりしていると、お父さんは、まあ1杯いこうみたいなことを言いかねないなというのは確かにある気が

するんです。だから、この辺りも含めてどうやって親を教育していくのか、これは教育委員会の仕事ではないと思うんですけれども、その辺りの意識改革もしないとだめでしょうね。

【教育長】 我々が教育委員会としてこういうアンケート調査を基にして言うのであれば、むしろ小・中学生、それ以前の親御さんに、実態はこうなのですから、今から取り組みましょうと。この前も生活習慣確立のキャンペーンを始めていますけれども、そういうことに使うのかなという気はしています。ただ、そういうことになると、委員がおっしゃるように、見せ方が非常に難しいですね。

【委員長】 先ほど委員も言うておられましたが、英国の上位10%くらいの家庭では、子供が高校を出るまでは非常に厳しくしています。セックスに関する事柄についても非常に厳しい。そのかわり、高校が終わったら180度変わり、全く本人の自由にさせる。私、そういうのをこの目で見てきましたので、その辺については考える必要があるのではないかといつも思っています。

【委員】 日本はその辺りが非常にあいまいですね。

【委員長】 あいまいですよ。英国は非常に厳しい。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——この件については報告として承ったということにいたします。

(4) 特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書（最終報告）について

【委員長】 報告事項（4）特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書（最終報告）について、特別支援教育推進担当参事から説明をお願いいたします。

【特別支援教育推進担当参事】 特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書の作成についてご報告申し上げます。

本報告書は、本年4月からの特別支援教育の本格的実施に向けまして、平成16年11月に策定いたしました東京都特別支援教育推進計画に基づき、各区市に委嘱して行ってまいりました特別支援教育体制モデル事業などの成果等についてまとめたものでございます。

資料の1枚目をご覧ください。

右側の中段に、東京の特別支援教育等を書いてございます。その下に、本報告書の作成の目的は、各区市町村教育委員会及びすべての公立小・中学校における特別支援教育推進のためのガイドラインであると示しております。

2枚目をご覧ください。

2枚目の最下段に書いてありますが、本報告書の具体的な活用の事例を示しております。区市町村教育委員会の担当者や学校の特別支援教育に役立つことをねらいとして作成したものでございます。

それでは資料に沿ってご説明いたします。1枚目にお戻りください。

まず1、背景でございます。

特別支援教育につきましては、これまで国や都におきまして様々な検討が重ねられてきました。国におきましては、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）で、これまでの特殊教育から特別支援教育へ転換を図るという基本的な方向が示されまして、平成17年12月に中央教育審議会の答申が出されました。この答申の主な柱は、障害種別を超えた学校制度、センター的機能、小・中学校のLD等への指導、免許制度でございまして、この答申におきまして、我が国の特別支援教育を推進するための制度の在り方が示されました。この答申を受けまして、国では各都道府県に特別支援教育推進のためのモデル事業を委嘱するとともに、学校教育法等の一部改正などを行ってきました。

東京都におきましては、東京都心身障害教育改善検討委員会の報告を受けまして策定しました「東京都特別支援教育推進計画」に基づきまして、特別支援教育推進体制の整備に向けた各種のモデル事業を実施してきたところでございます。

2番目の法令の整備でございます。

平成16年に障害者基本法の一部改正、平成17年には発達障害者支援法が施行されました。学校教育制度につきましては、学校教育法施行規則の一部改正によりまして、昨年4月からLD、ADHDを新たに通級による指導の対象者とするとともに、指導授業数も、これまでの週1時間から週8時間程度という制限を緩和いたしまして、LDやADHDにつきましては、月1時間から週8時間程度まで指導できるようにしてお

ります。これは、月1時間ということで多くの児童を受けることができるようにするための制度でございます。

また、学校教育法等の一部改正が行われまして、本年4月からは、盲・ろう・養護学校を特別支援学校として、複数の障害に対応できる学校制度にするとともに、地域の特別支援教育センター的機能を持たせること、特殊学級を特別支援学級に名称変更することなどが規定されました。

右側の3、モデル事業の実施でございます。

これまで東京都におきまして実施してまいりました各種モデル事業の概要を示しております。

都のモデル事業としましては、特別支援教育体制モデル事業、副籍モデル事業、特別支援プロジェクト（就学支援）モデル事業、就学相談に関する調査研究事業、センター校モデル事業を実施してまいりました。これに加えまして、国の委嘱を受けて実施いたしました特別支援教育体制推進事業がございます。

4、モデル事業の成果でございます。

モデル事業の結果、次のような成果が報告されております。

一つ目は、LD等の障害のある児童・生徒を支援する校内体制を構築することによりまして、教職員の連携はもちろん、外部の専門家と連携した支援ができるようになったこと。

二つ目には、エリア内の教育、保健・医療、福祉等の連携ネットワークによりまして、就学前の支援を学齢期につなげるようになったこと。

三つ目といたしまして、副籍事業により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流の機会が拡充したことなどがございます。

これらを受けまして、1点目は、小・中学校や区市町村教育委員会における特別支援教育体制の整備のために、2点目は、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係諸機関が緊密な連携を図るために、そして三つ目は、保護者、都民の理解啓発のために、これらが「東京の特別支援教育」の作成の目的でございます。

本報告書は、本日の教育委員会での報告の後、区市町村教育委員会及び都内の公立小・中学校、特別支援学校全校に配布することになっております。

資料の2枚目は、本報告書の構成でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 一つは、LD、ADHDという言葉がずっと使わなければいけないのでしょうか。私は余り経験がなかったので、報告書をずっと見たら、真ん中辺に括弧で日本語が書いてありますけれども、こういうLD、ADHDと言っただけで、保護者の方が分かるのかどうか。

もう一つは、特別支援教育体制を今度導入する場合に、もちろんいい面もいっぱいあるのですが、一方で、通常の学級の親御さんは、こういう人が入ってきて本当にうまくいくのか、学校の先生にそういう体制があるんですかというような質問があるやに聞いているのですが、その辺はこの過程ではどういう調査結果が出ているのでしょうか。

【特別支援教育推進担当参事】 まずLDやADHDの件でございますが、私どもの感覚からするとかなり使い慣れているものでして、今恐らく学校の段階では、ほとんどの教員等は理解しているだろうと思っております。

また、保護者の方々におかれましても、やはり学校教育に興味を持ったり、あるいは自分の家のお子さんが障害を持っている方にとっては割と受け入れられている言葉ではないかと思えます。

ただ、市民権を得たかどうかに関しましては、詳細な調査等もございませんので、我々としては括弧の中に日本語を書いて普及する必要があるのかなと思っております。

2点目でございますが、LDやADHD等の児童・生徒の場合でございますが、これは今までもそういう児童・生徒が学級の中におりまして、先生等が対応に苦慮する場面もあったわけでございます。したがって、今年の4月1日から何が変わるかと申しますと、そうした児童・生徒に対して担任だけが責任を持つのではなく、この報告書にもありますが、それぞれの学校に校内委員会というものを立ち上げて、複数の特別支援コーディネーター等を指名するなどして、それらの方々が中心になって発達障害のある児童・生徒にどのような教育をすべきかというようなことを検討したり、

あるいは外部から専門家を招いたり、あるいは東京都の盲・ろう・養護学校では知的障害養護学校がございますが、その学校の教員たちがそうした学校の要請に基づいて出かけていきまして、校内委員会等を通じてそれらの児童・生徒に対する対処の方法、指導の仕方などを指導したり、共に研究するというようなことが法律で示されております。したがって、これまでのように、そういう児童・生徒がいて困ったなというレベルではなくて、そういう児童・生徒たちに対して具体的な指導ができるようになるだろうと思います。

【委員】 このLD、ADHDというのは、法律にも書かれている文言ですか。

【学務部義務教育心身障害教育課長】 学校教育法施行規則でLDは学習障害、ADHDは注意欠陥多動性障害と書かれています。

【委員】 今の学習障害、注意欠陥多動性障害、これもよく分からないんですよ。学習障害ぐらいは多少分かるんだけど、注意欠陥多動性障害というのはどういうものかということが一般の保護者は本当に理解しているのでしょうか。

【特別支援教育推進担当参事】 確かにどんなものであるかということに関してはまだ十分な理解がないのかもしれませんが、先ほども申しあげましたように、私どもとしては、できるだけ普及させてまいりたいと思います。ただ、平成15年の我々の東京都の調査では、そうした発達障害のある児童・生徒は通常の学級に4.4%程度いるという結果が出ておりますので、学校自体としては十分認識されているのではないかと私どもは考えております。

【委員】 このごろ、一般のテレビなどでもこういうのを取り上げて物語にして、実際の事例を出したりしてやっていますよね。だから、大分浸透してきているのではないかと思います。

【委員長】 これは東京都の問題というよりも我が国全体の問題ですね。この問題がクローズアップされたのは中教審の議論の結果です。特殊教育という言葉を使っていたのを止めて、特別支援教育にしようという議論を専門家、殊にお医者さんがかなり入って、まず研究会や協力者会議でやりました。それを受けて中教審の特別支援教育部会で大議論をやったのでLD、ADHDという言葉は、そういう面で言うと、ほかの横文字の言葉に比べると相当市民権は得ているのではないのでしょうか。今ご発言

がありました学校教育法等でもそういう言葉を使っています。お医者さんの目から見た症状を、なかなかほかの言葉ではきちんと表せないということでLD、ADHDという言葉を使っているのではないかと思います。

それともう一つは、委員の最初のご発言で、そういう児童・生徒は分けた方がいいのではないかというお話がありましたが、世界的な傾向として、メインストリーミングといって一緒にやった方がうまくいくということになっているようです。私も専門家ではないから分かりませんが。

【委員】 分けてやった方がいいというほど意見があるわけではないのですが、その分け方と、もう一つは、例えば、クロネコヤマトの創業者がやられたように、養護学校からの卒業生を採って、障害者の就職だけというシステムを考えておられる方もいる。そうすると、だんだんその辺が境界線がはっきりしなくなったときに、逆にこういう人の就職というのが規定がしにくいのか、あるいはお医者さんが言うように、この人はLDなんだ、この人はADHDなんだから、これは特別に考えてくださいということで、厚生労働省が規定している企業における障害者の採用枠というのがありますよね。その中に入るのか、その辺が少なくとも産業界の人は余り知らないわけですよね。

【委員長】 これは障害者雇用枠に入っていないのですか。

【特別支援教育推進担当参事】 入っておりません。

【教育長】 一般的に厚生労働省がやっていますのは、身体障害者手帳や愛の手帳といった手帳を持っている方を何人雇ったかというパーセンテージ表示です。LD、ADHDについては手帳も何もありませんし、どういうのがLDなのかというのは分かりにくいと思いますが、世の中でたくさん活躍されています。

【委員】 その辺が、今度は逆に、企業とか採る方にしたら、ある程度の指標がないと、という気はします。自閉症というのがありますが非常優秀な人がいますよね。ですから、そういうのと同じような枠に入ってくるのかどうかと思ったのです。分けるのがいいと決して言っているわけではない。ただ、こういう概念があるのであれば、そういう人をどういうふうにとらえていくのか、それが市民権を得て、企業でもこういう形で採用できるんだというふうに発展していかないと、一生懸命文科省と教

育委員会が頑張っても、結果的に本当にその人たちが幸せになるかどうか、そのことをあえて申し上げただけです。

【教育長】 全体の流れとして、子供たち本人にとって一番いい教育は何かということを考えてみると、例えば、身体障害があるとか、重度に精神的に発達障害があるというのは今までの心身障害学級に入れるとか、盲・ろう・養護学校に入れるとか。ただ、今ここで問題になっている子供たちは、心身障害学級に入るほどではないのですが、やはり全国どこのクラスにもいる。先生がその一人にかかりっきりになり、対応に苦慮する場合もあった。とはいいいながら、分離するほどではない。一緒にやっていた方が本人のためにもなるし、ほかの子供たちも、一緒に仲間としてやろうよというふうなことで特別支援教育体制を組んでいるわけです。

【委員】 言葉の問題だけなんですけれども、私もADHDに少し関心があって、いろいろな現場取材したことがあったんです。そのときに、言葉の問題で言うと、現場の人はほとんどADHDは言っていませんね。何と言っているかということ、多動性と言っていますね。多動性、多動性と言っていて、ADHDはHDDなのかADHDなのか訳が分からなくなるから言わないということでした。それから、LDに関しては、学習障害と最初言っていたらしいんです。ところが、障害という言葉が差別だという話が出てきて、害という字がよくないというので、ハンディキャッパーと言ってくれと言われて、ハンディキャッパーというと、それがLDなのか何なのか訳が分からなくなるというので、これに関してはやはり幼稚園の先生たちもLDと言っていましたね。あとは、ADHDに関しては圧倒的多くが多動性という3文字で言っていました。

【委員】 これは私も、元いた会社で、いわゆる国が補助を出さない状況で一番最初に障害者に対する支援をしてきているわけですね、毎年1億円ずつ何十年もやっているわけなんですけれども。非常に感じたのは、いろいろなデータが出てきたり、いろいろな人の経験からいってこうした方がいいだろうというような、その情報をそういうハンディキャップを持った方々はなかなか持たないんですね。それを例えばパソコンの中へソフトを導入して、それをやってくれというので何百万出してくれ、あるいは何十万出してくれという話がありましたけれども、そういう支援というのは案外必要

なのではないですか。30年以上もやっているんだけど、今は全部国の補助を将来受けられるような形になってきているんです。だから、都などがやる分に関しても、そういうソフトの面にもう少し金を使うような形で、そんなに大きな額ではないですよ、それをされたらいいのではないかと思います。

【委員長】 この問題はなかなか国としても相当頭が痛いといえますか、いろいろな試行をやっていかなければいけない問題ではないかと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは報告として承ったということにさせていただきます。

(5) 学校外からの校長（民間人校長）の任用について

【委員長】 報告事項（5）学校外からの校長（民間人校長）の任用について、説明を人事企画担当部長よろしくお願いたします。

【人事企画担当部長】 都立高校へのいわゆる民間人校長の今後の任用の在り方に関しまして、昨年12月から学校経営支援顧問の方々にも参加をいただきまして委員会を設けて検討してまいりました。その検討結果がまとまりましたのでご報告するものです。

概要版でご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、1、導入の経緯ですけれども、平成12年に国の規則改正によりまして、教員経験がなくても校長になれるようになりました。これを受けまして、都では平成12年以降、下の2に表がございしますが、4人の方を学校外から校長に採用いたしました。

基本的な目的は、民間の経営感覚を取り入れて学校改革を進めていこうということでした。

今回、既に6年ほどたちまして、民間人校長導入のこれまでの総括といいたししょうか評価を行うために、まず4人の校長に自己評価を求めました。また、併せて当該校で校長を支えてまいりました主幹、それから保護者又は学校運営連絡協議会委員の方々にも評価を求めました。

まず校長自身の評価ですけれども、もちろん学校ごとに取り組んだ内容は様々で

ございますので、内容は多岐にわたりますけれども、総じて言えば、都教委から期待された目的についてはほぼ達成できたと自己評価をしております。ただ、学校の組織というのはなかなか、民間のようにトップが方針を示せばすぐに行き渡るという形にはなっていないことから、成果を上げるのにはかなり時間を要したということをお述べております。

2枚目で教員、保護者等による評価でございますけれども、イにありますが、約7割の人たちは民間人校長が入って、学校の教育活動は向上したと評価しています。個々には報告書の本文に記しましたが、否定的な意見もございますが、基本的には肯定的な評価となっておりました。

これらを受けまして、(3) 都教委による評価でございますが、まず、学校経営面では、学校経営計画のモデルを提供したこと、校長権限を拡大するための仕組みの導入を提言したこと等が挙げられます。

他方、課題としましては、先ほども述べましたが、教職員とのコミュニケーション形成が必要になるわけで、そのための時間を要したということがございました。

教育活動面では、特色ある教育課程の編成、あるいは企業経験を生かした教育活動などの成果が得られたと考えております。

課題としましては、特に普通科高校では、なかなか企業で培った持ち味を生かし切れない面も一部であったと考えてございます。

4、今後の導入についての考え方、その基本的な考え方でございますが、まず高校改革を継続していくために、改革意欲と経営力を有する校長の確保が当然ですが必要になってまいります。

現在、民間企業では顧客満足度あるいはコンプライアンス（法令遵守）重視の姿勢、人材育成と組織管理の力、さらには企業の社会的責任に対する自覚といえましょうか取組が求められてきております。こういったことは都立高校の校長にも今後ますます求められていくものであらうと考えています。したがって、併せて民間からこうした経営能力ですとか、当然ですが教育に対する情熱を持っている方を、つまり校長として適任な人材を積極的に求めていったらどうかと考えています。こうした異なる経歴の校長が入ることによって、都立高校全体の活性化にも寄与すると考えておりま

す。

資料3枚目で、今後の導入の方向性ですが、専門高校、総合学科高校に重点的に導入を進めていきたいと考えております。あわせて普通科高校におきましても、学校の実情を勘案して導入を図っていきたいと考えております。

具体的な方針ですが、当面3校程度で採用し、それ以降も導入を図っていきたいと考えております。

④選考方法ですが、経済団体を通じまして、所属する企業に推薦を依頼したいと考えています。

5番目に、都教委の受入れ体制の整備ですけれども、やはり全く教育経験のない人に入ってもらうわけですので、事前の実践的な研修が必要だろうと考えております。その際に、校長として配置する前に一定期間副校長職を経験できるような仕組みを検討していきたいと考えております。

6番目に、都立学校全体の活性化ということですが、校長連絡会等の機会を利用しまして、民間人校長の取組について、他の校長にも伝えていきたいと考えております。

最後に、7番としてその他の課題ですが、高度な専門性が求められる専門高校、例えば芸術高校などを想定しているわけですが、こういったところには、経営能力又は経営責任が求められる校長としてはではなくて、専門家としての大所高所からの助言を得られる、例えば特別顧問のような形で外部人材を導入することも今後検討していきたいと考えてございます。

以上が今回の報告書のまとめでございまして、この方向でご了解がいただけましたならば、今後配置予定校を選んだ上で経済団体に推薦を依頼していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これこそ工業高校とか高専とか、こういうところに狙いを定めて、ここに入れていったらいいと思います。要は、学校の常識と世間の常識は違うんだと、あるいは先ほど言ったように、卒業してからどうやって自分が生きていくかということ

を見せる必要もありますから、そういうところに入れていくと、両方にとっていいのではないですか。そういうふうに焦点を絞っていった方が産業界としても人選については非常にやりいいのではないかと思います。一番最初に民間人校長を入れたのは、都立つばさ総合高校ですよ。だから、結構成功したように思いますし、それからここに出てくるように7割は成功したとかいうけれども、私に言わせれば大成功です。

【委員長】 私もそう思います。7割というのは大成功だと思いますね。

【委員】 余りマイナスの部分に光を当てないで、むしろ光を当てるところをきちんと決めてやっていったらいいのではないですかね。今後もし是非やってもらいたいと思います。

まず副校長をやってもらうというのもいい考え方ですね。

【委員長】 いいですね、非常にいいと思います。

【委員】 報告書の14ページにグラフが出ていますけれども、民間人校長をどのような学校に導入したら成果があると思いますかという問いに対し、今委員がおっしゃった工業を専門的に学ぶ高校、商業を専門的に学ぶ高校、福祉、芸術とありますが、保護者から一番多いのは外国語や国際感覚について専門的に学ぶ高校ですね。ですから、もちろん総合学科高校も多いんですけども、そのような学校には教員よりも保護者の方の期待が高いということが一つと、もう一つは、やはり3人というふうに枠を絞らずに、おのおのに適材があれば採用していく。仮にそれが若い人であれば、副校長でしばらく研修していただくとか。3人でこれとこれとこれで、それに該当しない人がいたら採用しないというような固定的な考えではなくて、こういう期待が保護者には多いわけですから。これから人手が足りなくなってきていますから企業の方から余り希望者は出てこないと思うのです。ですから、その辺も踏まえて、少し若手の人を採って副校長に入れるというようなことも含めて、弾力的なことを考えられたらどうかと思います。

【委員長】 原則として賛成です。副校長ということでもいいですが、もし非常に良い人がいれば配置するというのも考えてもいいのではないのでしょうか。数がおおくなるといろいろな抵抗があるでしょうから難しいと思いますけれども、人によると思います。推薦された方で非常に素晴らしい方がいらっしゃれば、やったほうが良い。

【委員】 産業界から出す場合にも、今、委員が言われたみたいに、焦点を絞ってこの学校というふうにした方が出しやすいんですね。そうでないとなかなか産業界から出てくるのは難しいところがあると思います。私はこれは進めるべき、産業界にとっても進めるべきだと思います。

【委員長】 そうですね。私も余り数を絞らないでという意見です。

【委員】 その中で該当者がいなければ採らなければいいんですから、そこは3人と絞らずに採る、その人によっては副校長にする、そのぐらいの自主性を持って東京都の方が判断するぐらいの余裕があった方がいいと思います。

【委員長】 前に申し上げたかもしれませんが、経済界はなかなかうるさくて、私どもの評価員の推薦等をお願いすると、全部採用するんだろかなと言われるんですよ。

【委員】 それはおかしいですね。

【委員長】 おかしいです。落としたりすごく怒られました。これは東京都の意思で、合わない人はだめというぐらいのはっきりした姿勢を示して、少し幅を広げて数を採って、その中で素晴らしい人がいたら、普通の高校にも配置するということも考えていただけたらと思います。

【委員】 それから、先ほど委員が言われたように、NTTドコモの大星元会長とか大経営者が今はそんなにたくさん現場にいるわけではないですから、ああいう人にいろいろなところで講師をしてもらったらいいと思います。非常にプラスになると思いますよ。特別顧問みたいなことでいろいろなところに入ってもらうのはどうでしょう。

【委員長】 非常に情熱を持っていらっしゃいますよ。中教審の委員にお願いしたら、即刻やるとおっしゃいました。

【委員】 現役を離れましたからね。

【委員】 工業高校の検討委員になってもらったJUKIの山岡会長、あの方も非常に教育が大事だとおっしゃって、工業高校をよくしなければいけないと。そういう人に、自分ができなければ知っている人や、あるいは会社の中から将来のために工業高校に出してくれとか、そういうことを言うのも手だと思うんですね。

【委員長】 それでは、そういうことで少し柔軟にお考えいただいて、方がいらっ
しゃればという条件ですけれども、よろしく願いいたします。

この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(6) 平成18年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）

【委員長】 報告事項（6）平成18年度都立学校卒業式の実施状況について（中間
報告）、説明を指導部長よろしく願いいたします。

【指導部長】 それでは平成18年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報
告）を報告させていただきます。3月20日現在の実施状況でございます。

高等学校、全日制183校のうち実施校がこの時点で182校、定時制・通信制は93校中
92校ということで、それぞれ1校ずつ残すのみとなったところでございます。盲・ろ
う・養護学校につきましては、53校実施予定で、実施校が12校ということでございま
す。

実施状況の内容についてですが、国旗・都旗の掲揚につきましては、全校で壇上正
面掲揚、国歌の斉唱につきましては、全校でピアノ伴奏等により実施いたしました。
また、卒業証書の授与につきましては、全校で壇上での授与を行いました。一部に、
校長の職務命令に反しまして、国歌斉唱時に起立をしない教員や、ピアノ伴奏の拒否
をした教員がおりました。

今後の対応でございますが、国歌斉唱時に不起立であった教員等につきましては、
事実関係を調査いたしまして、職務命令違反者については、地方公務員法に基づく懲
戒処分を行っていく方針でございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。
よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件についても報告とし
て承ったということにさせていただきます。

(7) 東京未来塾及び東京教師養成塾の実施状況について

【委員長】 報告事項（7）東京未来塾及び東京教師養成塾の実施状況について、同じく指導部長、説明をよろしくお願いいたします。

【指導部長】 委員のお手元に平成18年度の東京未来塾・東京教師養成塾のリーフレットの方もお付けいたしましたので、ご参照いただければと存じます。

この両塾につきましては、平成16年度の重点事業として開設いたしまして、本年でちょうど3か年経過したところでございます。そこで、3年間の成果と課題について報告させていただきます。

まず東京未来塾についてでございますが、資料の左側をご覧ください。

東京未来塾は、首都大学及び高等学校との連携の下、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材の育成を目指しまして、高校3年生50人を対象に、特別講義、課題解決学習、ゼミナール、体験学習という四つの講座を実施してまいりました。

3年間における塾生の状況につきましては、資料にお示しさせていただいたとおりでございます。

成果についてですが、既に平成16年度生と平成17年度生の94人が首都大学東京に進学いたしておりまして、4月には新たに平成18年度生47人が加わる予定でございます。

平成16年度と平成17年度の修了生94人を対象に行ったアンケートによりますと、8割以上の塾生が広い視野と社会の出来事に対する関心を高めた、リーダーとして必要な課題解決の意欲や能力を身に付けることができたと評価をしているところでございます。

また、課題を探求する力や表現力などは、大学の授業やゼミ等で役に立って、討論の場面などでリーダーシップ発揮につながっているという塾生OBの声も聞いているところでございます。

さらに、約7割が自己の将来の目的を明確に持って、その実現に向けて取り組んでいるという状況でございます。社会の第一線で活躍する講師の皆様方から、幅広い分野にわたって1年間学んできたことによる成果であると考えております。

また、未来塾生の在籍校の校長先生からは、学校生活の様々な場面におきましても

リーダーシップを発揮し、他の生徒に良い影響を与えているとの評価をいただいております。

今後の検討課題でございますが、リーダーを志す意欲の高い生徒を安定的に確保していくための仕組みや募集方法の在り方、さらに一層幅広い分野のリーダー育成を目指した大学との連携の在り方について検討していく必要があると考えているところでございます。

続いて、資料の右側の方をご覧くださいと思いますが、東京教師養成塾についてでございます。

この養成塾は、教員を養成している大学及び区市町村教育委員会と連携いたしまして、実践的指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる志の高い教員を学生の段階から養成することをねらいといたしまして、大学4年生、大学院2年生100人を対象に特別教育実習、ゼミナール、講義、体験活動という四つの講座を実施してまいりました。

3年間の塾生の状況につきましては、中段の表に示させていただいたとおりでございます。

成果についてですが、既に平成16年度生、平成17年度生175人が東京都公立小学校の教壇に立っておりまして、4月には新たに平成18年度生98人が加わる予定でございます。

修了生はほとんどが特別実習を行いました地区での採用になっております。今年度は、平成17年度生が初任者として教壇に立ちましたが、そのうちの55%が特別教育実習を行った学校に配属されています。

配属先の校長からは、1年間自校で育成し、力量や個性を把握できているため、適材適所の配置ができるといった評価もいただいているところでございます。

また、この2月には修了生のその後の状況を把握するために、配属先の校長先生方100人に聞き取り調査を行ったところでございますが、8割以上の校長先生が、学級経営、学習指導において高い能力を発揮し、学校の即戦力となっていると評価いただいているところでございます。

また、養成塾生を継続的に受け入れている区市の教育委員会からは、初任者研修等

で積極的に授業を行うなどいたしまして、初任者全員に大変良い影響を与えているという評価もいただいております。

また、1月に出された教育再生会議の第1次報告にも、教師塾など採用前から優れた教員を養成確保するための取組を推進するという方策が盛り込まれておりますが、都の事業の関係大学12の大学からも、養成塾の指導内容、方法は大学の教職課程を改善する上で参考になっているという意見もいただいているところでございます。

今後の課題といたしましては、養成塾を東京都公立学校教員を目指す大学生がより広く参加できる制度にしていくことや、養成・採用・研修にかかわる、トータルな人材育成の仕組みについて検討していく必要があると考えております。

ただいま両塾の成果と検討課題について報告をさせていただいたところですが、今後、事業の一層の充実を図るために、この3月中に検討会を設置いたしまして、7月中に検討結果を教育委員会の方に報告させていただく予定でおります。

以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 本当にいい成果が出たし、よかったなと思います。こんなに早くいい形が出ると本当にうれしいなと思いますが、より良くしていくため幾つか質問ですけれども、まず、東京未来塾の方ですが、三つ質問がありまして、一つは、平成18年度から平成19年度の間で応募者が激減しているんですけども、これはなぜなのかということ。

それから、これは養成塾の方にも関係しますけれども、退塾者が平成16年度はゼロだったのが3名、1名となる。この人たちはどういう理由で退塾するんだろうか。それは養成塾の方もそうです。

もう一つは、首都大学への進学者以外の人たちがいますね、国立大1名、私立大1名、ほか1名。これは具体的にはどういうところに行ったのでしょうか。

【指導部長】 まず、平成18年度から平成19年度で応募者が減っていることについてですが、一つは、入塾の選考の仕方が、英語の論文に基づいた選考方法ということで、少し内容が難しかったという評価をいただいているのと、もう一つは、塾生は必ず首都大学東京の特別選考を受験するわけですが、平成18年度の塾生の中で2名の塾

生が不合格ということがございまして、選考が厳しいのかなというようなことも背景にあったのかなと思います。

退塾者でございますけれども、これは未来塾、養成塾それぞれについてお話しいたしますと、未来塾の方では、自分が希望する学科、コースへの受験が、未来塾の学習状況から困難となりまして、今のままでは首都大学東京の希望する学科の方に行けないような学習状況だということで、自ら私大への進学に進路変更したというものであるとか、あるいは特別選考に実際に合格をしたのですが、その後、起業家を志しまして進路変更した。パンフレットを見ていただくと分かるのですが、企業の一流の方と社会の一流の方々の話を聞いておりますので、その中でそういう新たな熱い思いを持つような子供たちも出るというようなことです。

それから、教師養成塾の方の退塾者でございますけれども、健康上の理由で退塾をした者、あるいは家庭の事情で郷里に帰って教師を目指す者、中には、実際に自分が塾に入って学習をしたところ、教師に対する適性が十分ではないということに気付いて進路変更した者等でございます。

【委員】 未来塾もそうだし、養成塾もそうですが、未来塾もいろいろな問題があるんだろうけれども、これだけ成功しているのだから50人と決めてかかることはないのではないのでしょうか。例えば、この枠を70なら70ということで増やして行って、きちっと選抜するわけですし、今言ったように進路を変更する人だってたくさんいますよね。いろいろな問題があると思いますが、50名に固執しないで、そういうふうにした方がいいのではないかなと感じます。特に、養成塾の方はこんなにいい結果が出ているわけだから、校長先生とか受入れ校の方としては非常にやりやすいわけでしょう。それがまた新しくほかのところから入ってきた教員の意識を変えていくよね。だから、これも枠を増やしたらどうですか。予算の関係とかいろいろあるんだと思いますが。

【指導部長】 未来塾の方を見ていただきますと、応募者と入塾者の数、募集50に対して平成18年、19年度が48、47ということで定員を下回っているところですが、塾の中に入って、かなり内容の濃い学習をするということと、それから首都大学東京の特別選考に合格するという大前提の下に、それだけの基礎的な学力をきちっと持った塾生を採って養成していく必要があるということで、残念ながら平成18年度、19年度

は50の定員に達していないという状況なのです。

【委員】 それは反対に、平成16年とか17年は結果が出ているんだから、これをどんどん公表していかないとだめですね。もう一つは、方針としてどういうふうを考えていると、この枠をもう少し広げるとか、何でこういうふうに応募者が少ないのかというのは、質の問題もあるんだろうけれども、ほかにもあるのではないかなという感じがしますが。

【指導部長】 検討会の中で、今委員がお話しされたような内容につきましても十分検討して、より一層充実に努めていきたいと考えております。

【委員】 より円滑な仕組みの検討とか、広く参加できる制度の検討と書いてありますが、やはり実態というか、やったことによって結果が出ている、その結果をどんどん公表していくことが大切だと思います。それこそインターネットで流したらいいと思いますよ。

【指導部長】 こういうリーフレットの内容等についても、より積極的に今後とも公表してまいります。

【委員長】 特別選考というのはどういう意味ですか。これは推薦ですか。

【指導部長】 首都大学東京の特別推薦入試です。

【委員長】 何月にやるんですか。

【指導部長】 これは11月です。

【委員長】 一般入試の前にやるんですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 首都大学の定員は何人でしたか。

【指導部長】 今手元に資料がないので後ほど調べます。

【委員長】 総定員に対する割合の問題もあるし、少し申し上げにくいのですが、首都大学東京自体の人気の問題もある。それを上げないと、今委員が言われたようなことにならないということもありますね。

【指導部長】 塾生の中にも、先ほど言いましたいろいろな講師の先生方の話を聞く中で、様々な学部、様々な分野の生き方に興味を持つ塾生も大変多くございますので、そういうことも十分今後検討していきたいと思っております。

【委員】 これを作るとき、たまたま委員で近藤さんと一緒にやった記憶があるんですけども、一番問題になったのは、今の特別推薦なんですよ。高校の校長先生が片方におられて、大学の教授が片方におられて、教育委員と民間は私とあと二人でしたか。最大のポイントは特別推薦になって、大学の方は全部受け入れるわけにはいかないよという議論があり、高校はある程度めどがない限りは、そんな優秀な人を推薦できないよと、どこかの校長先生がおっしゃっていたと思うんですけども。ですから、その辺は今日の報告を見て一番最初に思ったのは、いいことばかり書いてあるけれども、3年後に一度ちゃんと再検討をして、その後どうするかを決めましょうというのがあのときの結論だったと思うのです。ですから、それは一番最後に書いてはあっても、その辺はシビアに見てた方がよいのでは。あのときも、委員おっしゃったように何でたった50人ですかという議論も出たんです。それを増やそうということについては、今申し上げた高校側と大学側の意見が合わないから、とりあえず50人でやってみましょうということだったと私は記憶しているんですが。

【委員長】 ひとえに、首都大学の質をいかに上げるかにかかっています。

【委員】 そのときは、首都大学東京の形も見えなかったんです。ちょうど首都大学が1回は文科省から許可がおりなくて認可が延びております。どういう講義をどうすることでやるのかということも聞いても、首都大学側からの説明も満足ではなかったということがあるので、その辺も含めて、もう一度そのすり合わせをすべきだと思います。

【委員長】 これはこの話題ではないかもしれませんが、首都大学から一時は相当いい人が抜けたことは事実です。全体的な質については、我々の目から見ると若干問題もあります。いい教授を少しでも集めるという努力をすれば希望者は幾らでも増えますよ。

【委員】 それはむしろ、首都大学東京に還元すべきであって、首都大学の方も今の民間から理事長も行ったし、学長にしても相当意欲的ですから、そういうのをかえて出してやらないと。

【委員長】 中にいた非常に優秀な研究者が新しいシステムを勘違いしたところがあって、それで出ていったという人が相当います。しかし今見ていると決してシステ

ムがおかしいということはないので、もっともっと首都大学東京に良い人を集めてくれば、希望者は100人でも200人でもなると思います。

【委員】 これは非常に大事なことでして、委員と一番最初に出会ったのがこのときの会だったんですね。それで、先生はそのときの発言が認められて、是非教育委員にと。

未来塾、教師養成塾を充実させていくということは大事なことです、両方の塾を検討すると言っていますけれども、それでは、その責任者はどういうポジションなのか。それから、私、当局の所長であるとかあるいは部長であるとか、そういう人たちのラインだとか、本庁の人だとかよく分からないんですが、例えば、指導部長と研修センターの所長と新しい、どういうことをつくるのか知りませんが、そういう長と、それから支援センター長、一応肩書の上下というのは、つまり支援センター長と指導部長と研修センター長と、あるいは両方の塾をどういうふうに検討するのか知りませんが、長はそれぞれどういう力関係、肩書なのか知っておきたいのですが。もちろん指導部長が一番偉いんでしょうけれども、どのくらいの差があるのか、全く対等なのか、それは大事なことなので教えていただきたい。

【総務部長】 どのポストであれ、それぞれの定めた職務分担に沿って仕事をする事になっています。教職員研修センターの所長は理事が兼務しておりますように、理事級のポストでございます。行政系の管理職には、本庁部長級と出先部長級という職がございます、ルールとして、出先部長級を経験しないと本庁部長級になれません。教職員研修センターの部長と指導部長の関係ですが、指導部は教育の内容全体を統括するセクションでございますので、その範囲で当然教職員研修センターに関しても指導する職責を規則の中で決めてございます。教職員研修センターの方は実行部隊となります。組織上の、あるいは特命の部長級のポストが本庁級か、出先級かということと、個々人がどのポストに配置されるかということは別な話です。異動はそこに行く方の処遇の話もございます。教職員研修センターは、基本的には出先部長級が多いとだけいただければいいと思います。ただ、そこに本庁部長級の方が配置されることはケースとしてはあり得るということでございます。

以上でございます。

【委員長】 例えば、ロースクールの合格者が増えたら、応募者が殺到してきますよ。そういうものですよ。ですから、今、委員が言われたように、我々の方から首都大学に対してメッセージを出すということも大事だと思います。

【委員】 そう言えばやりますよ、首都大学はね。

【委員】 優秀な人は海外の大学へどんどん志願するのではないかという議論が出たのですが、そういう人はまだ出ていないんですか。

【委員長】 そこまでいきたいですね。

【教育長】 両塾の塾長は私でございますので、なおやりますけれども、教師養成塾は、本当は大学の教員養成の4年次で同じことをやってくればいいのですが、なかなかそういう実態にないということで我々が手をつけているわけです。だから、本音で申し上げれば全員採用してもいいんです。ただ、そうしますと、青田刈りをやるわけですから、他県から猛烈なクレームが来るでしょう。

【委員長】 他にございませんか。——〈異議なし〉——それではこの件については報告として承りました。

(8) 請願について

【委員長】 報告事項(8)請願について、説明を指導部長よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは平成19年3月2日付けで提出されました都立白鷗高校附属中学校で使用する「公民」教科書の採択撤回などを求める請願につきましてご報告いたします。

報告資料(8)をご覧ください。

請願者は、「白鷗高校附属中の教科書採択を憂慮する白鷗有志の会」外28団体でございます。

請願の趣旨でございますが、報告資料の2に記載してございます5点ございます。

1点目が、都立白鷗高等学校附属中学校で使用する教科書として、扶桑社発行の「公民」教科書を採択した理由を明らかにすること。

2点目が、扶桑社の「公民」教科書の採択を撤回すること。

3点目が、教科書の「調査研究項目」は、当該校の教員が選定するシステムにすること。

4点目が、教科書採択に当たっては、当該校の教科担当教員の意向を尊重し、保護者等の意見も参考にするシステムを確立すること。

5点目が、米長委員は「公民」教科書の採択に関与しないこと。

以上5点についての回答を求めるものでございます。

回答につきましては、別紙により案をお示しいたしておりますが、要旨をご説明いたします。

まず都教育委員会は、都立白鷗高等学校附属中学校で使用する社会（公民的分野）の教科書採択に当たりまして、法令上の規定に従って採択手続を進め、都立白鷗高等学校附属中学校で使用する社会（公民的分野）の教科書として最も適切な教科書を適正かつ公正に採択した。したがって、採択の撤回は行わないということ。

また、都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、無償措置法第13条第2項により、あらかじめ学校関係者、教育委員会関係者及び学識経験者等で構成される教科用図書選定審議会の意見を聞いて行うことになっていること。

そして、都教育委員会は、今後とも、法令等に基づき、採択権者の権限と責任において適正かつ公正に教科書採択を行っていくという内容でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これはこれでいいわけですが、有志の会というのは、ちゃんと実名は出るんですか。有志の会というのは、どういう人がいるのか。

【委員長】 代表者だけは出ていますね。

【委員】 米長委員のことを言うのだったら、有志の会の名前で、どういうことをしている人が我々に明かすべきですよ。

【指導部長】 これには代表者だけのお名前しか出ておりません。

【委員】 私はそういうことが大切なのではないかと思えますよ。

【委員長】 全員の名前を要求しますか。

【委員】 それが普通ですが、けんかしてもしょうがないから、やりません。それは必要ないけれども、いろいろなところで意見を表明する場合にはそこをはっきりさせるべきですね。顔を見せなさい。

【委員長】 それは議事録に載せておいてください。

【委員】 そうですね。

【委員長】 それでは報告として承ったということにさせていただきます。

(9) 東京国体の準備状況について

【委員長】 報告事項(9)東京国体の準備状況について、国体準備担当部長よろしくお願いたします。

【国体準備担当部長】 それでは平成25年度開催予定でございます東京国体の準備状況につきまして、会場の選定がおおむねまとまってまいりましたのでご報告申し上げます。

2、会場選定状況でございますけれども、選定競技数は、日本体育協会が38競技定めてございますけれども、東京国体におきましてはオリンピック競技でございますビーチバレーでございますとかトライアスロンを公開競技として加えて40競技とさせていただきますたいと思っております。

これに要します会場でございますが、83予定競技会場となります。そのうち今回77会場93%を選定してございます。多摩地域におきましては30市町村、これは多摩の市町村すべてでございますが、こちらで53会場、島しょ地域につきましては9町村のうち5町村、5会場、区部につきましては12区で実施する予定でございます。

多摩・島しょ地域中心でございますので、75%が多摩・島しょとなっております。

個々の状況でございますが、次のA3判の資料でカラーになっているかと思いますが、段階的に選定してございまして、既存施設を中心に選定いたしました。

特色のある競技場でございますけれども、メイン会場を東京スタジアム（味の素スタジアム）といたしまして、現在、サッカー専用で使っておりますが、陸上競技場

として改築する予定でございます。また、サッカーの13番で日の出町になってございますが、谷戸沢のごみの処分場でございまして、そちらにサッカーグラウンドとして作る予定でございます。

9番の体操は東京工科大学で実施いたします。

また11番、レスリングでございますが、これは東京ドームの脇に、現在格闘技を中心といたします新ホールを建設するということでございまして、こちらで実施いたします。民間施設も6施設利用します。

19番、相撲につきましては、大島町の大島海洋国際高校で実施いたします。都立高校を使いますのはこちらだけでございます。

また38、下の方でございますが、八丈町では高校野球の軟式、新島村、神津島村でビーチバレー、三宅村でトライアスロンを実施するなど、地域の特色を生かした競技の選定をしております。

今後でございますけれども、平成19年7月に、知事を会長といたします準備委員会を設立いたしまして会場の区市町村を決定いたします。続きまして、都議会におきまして開催決議をいただきまして、平成20年度に東京都教育委員会、東京都知事、東京都体育協会、この三者の連名で開催申請をいたしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。体操は東京工科大学となっておりますが、そんな立派な設備を持っているのですか。

【国体準備担当部長】 非常に立派な設備があります。専門学校と一緒にやっておりますので。

【委員長】 キャンパスは立派ですね。

【国体準備担当部長】 ええ。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それではこの件については報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月12日(木) 午前10時00分 教育委員会室

4月26日(木) 午前10時00分 教育委員会室

(2) 臨時教育委員会の開催

3月29日(木) 午前10時00分 教育委員会室

(3) 教育施策連絡会

4月12日(木) 午後 2時00分 東京都教職員研修センター

4月17日(火) 午後 1時45分 中野サンプラザ

【委員長】 次に今後の日程について政策担当課長からご説明をお願いいたします。

【政策担当課長】 それでは今後の日程についてご案内申し上げます。

定例の教育委員会でございますが、今回は4月12日木曜日でございます。次々回は4月26日木曜日になります。なお、臨時の教育委員会を3月29日木曜日をお願いしたいと存じます。場所はいずれもこちらの教育委員会室で、開始時刻につきましてもいずれも午前10時を予定してございます。

次に、教育施策連絡会でございますけれども、まず4月12日木曜日、午後2時から、水道橋にあります教職員研修センターにおきまして区市町村の教育委員、教育長向けをお願いしたいと存じます。また4月17日火曜日、前回、午後1時30分からとお伝えしてございましたが、時間が確定いたしまして午後1時45分から中野サンプラザにおきまして、全公立学校長に対しての開催を予定してございます。

日程については以上です。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――

なお、29日の件につきましては、人事に関する案件の審議のみということでございますので、非公開とすると本日決めておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それではそのようにさせていただきます。29日は非公開ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

それではただいまから非公開の審議に入ります。

(午前10時56分)